**○国家公安委員会規則第十七号**

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ハ、ニ、ホ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びタ（これらの規定を同令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三十三条第六項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （教習の科目の基準の細目）<br>**第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。<br>［一・二　略］<br>三　準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行　別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）並びに別表第二第一号から第三号までに掲げる事項（同表第一号及び第二号に掲げる事項にあっては、専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）に係る教習事項を除く。）<br>四　準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）<br>五　［略］<br>六　［略］<br>七　［略］<br>八　［略］<br>九　［略］<br>十　［略］<br>2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。<br>一　現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習　別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項<br>二　現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習　別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項<br>三　現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る技能教習　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項 | （教習の科目の基準の細目）<br>**第一条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>［号を加える。］<br>三　［同上］<br>四　［同上］<br>五　［同上］<br>六　［同上］<br>七　［同上］<br>八　［同上］<br>［号を加える。］<br>2　［同上］<br>一　現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習　別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項<br>二　現に普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習　別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項<br>［号を加える。］ |